

千葉県告示第811号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において令和5年9月29日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年9月29日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 桜木町68号線	若葉区桜木町643番20から 若葉区若松町2090番13まで	令和5年9月29日